

# Tax & Management

視点

来年度税制改正でも事業承継を後押し



## 関東信越税理士会が統一研修会開催

関東信越税理士会（江本英仁会長：写真中央）は9月11・12日の2日間、さいたま市大宮区の大宮ソニックスティで令和元年度全国統一研修会を開催。栗原一福・関東信越国税局長（写真右）が挨拶に立ったほか、11日には東京大学大学院

教授の中里実氏（写真左）による「中間層没落の中の米中関係と、税理士制度」、12日には税理士の苅米裕氏による「公表裁決事例の検討と実務相談事例における活用」の講義が行われた。

**インタビュー** 神津信一日本税理士会連合会会長  
**月一連載** “新”事業承継税制 適用のポイント  
税理士 深代勝美  
**好評企画** 労務相談コーナー

# “新”事業承継税制 適用のポイント

## —第5回—

税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

### 10 先代経営者からの後継者への贈与

#### (5) 複数の後継者への贈与

特例事業承継税制では後継者は1人ではなく複数の後継者（最大3人）までできるようになりました。その理由は「そもそも、兄弟仲良く承継するという必要があるものを、なぜ1人に絞る必要があるのか」という疑問がありました。また、専門家はどちらかというと株式が分散すると經營がうまくいかないのではないかという意見でしたが、經營者の方は、「とにかく自分の子どもに仲良く受け継いでもらいたい。」という強い要望があったためとされています。

#### ◆複数の後継者への贈与の要件

- ① 最初の贈与は、先代経営者により実行される必要があります。
- ② 最初の贈与で、後継者は(1)代表権を有し、(2)同族過半数支配要件を満たし、(3)筆頭株主であり（3人の場合は3人が1位2位3位であること）、(4)後継者全員が議決権割合10%以上を有していること。

③ 一括贈与要件（贈与義務株数要件）は、贈与ごとに判定しますので、先代経営者以外の贈与が複数行われる場合には、贈与の順番を決める、例えば「妻が同族関係者より先に贈与する」などを決める必要があります。

④ 先代経営者以外の贈与は特例承継期間末日までの間に当該贈与に係る申告期限が到来するものに限り、事業承継税制の適用があります。

⑤ 後継者が複数の場合、先代経営者は自社株式の贈与を複数の後継者に同時（一時）に贈与する必要があるとされていましたが、通達では、複数の後継者への贈与は同一年中であれば良いとされました。なお、一人の後継者への贈与は同時（一時）に行うことが必要です（先代経営者以外の者が後継者に贈与する場合も同じです）。例えば、長男への贈与を8月10日と9月20日に分けて贈与することはできません、8月10日に贈与する予定の株式の全てを同時（一時）に贈与することが必要です。

複数承継の対象化  
複数人からの贈与が対象

